労働保険適用徴収制度

概　要

労働保険適用徴収制度

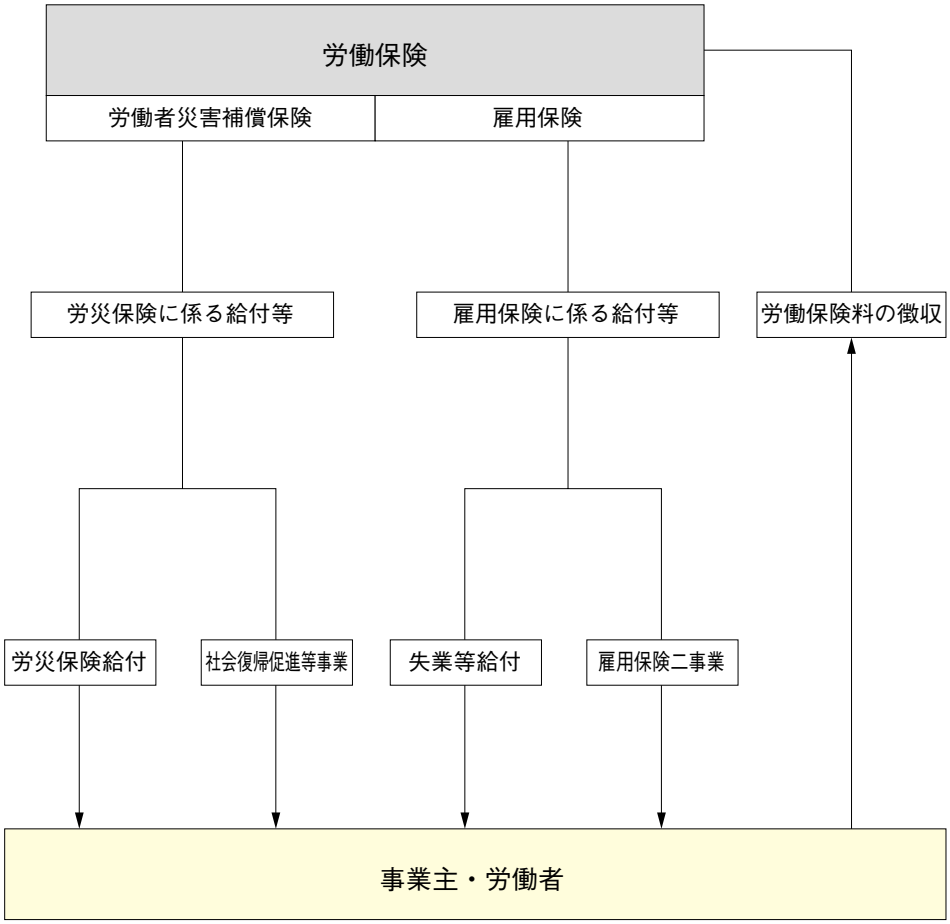

［労働保険について］

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で個別に行われているが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われており、各事業場における賃金総額に労災保険率と雇用保険率を合わせた率を乗じて得た額を労働保険料として徴収している。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇っていれば、その事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっている。

労働保険の適用・徴収業務

1．労働保険とは

○「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）及び雇用保険を総称したもの。
○労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用される。
　※労働保険の適用事業数　約296万（平成20年度末）

2．労働保険料

○保険料は、原則として労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収。
○保険料額は、事業主が労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて算定。

労働保険料＝事業全体の賃金総額×保険料率（雇用保険料率＋労災保険料率）
（労災保険料率　事業の種類により、3／1,000～103／1,000
雇用保険料率　11／1,000（一般の事業）、13／1,000
（農林水産、清酒製造の事業）、14／1,000（建設の事業））

○労働保険料の負担は、以下のとおり。
　労災保険　全額事業主負担
　雇用保険　失業等給付部分は労使折半、雇用保険二事業部分は全額事業主負担
○保険料収入：約3.5兆円、収納率：97.56％

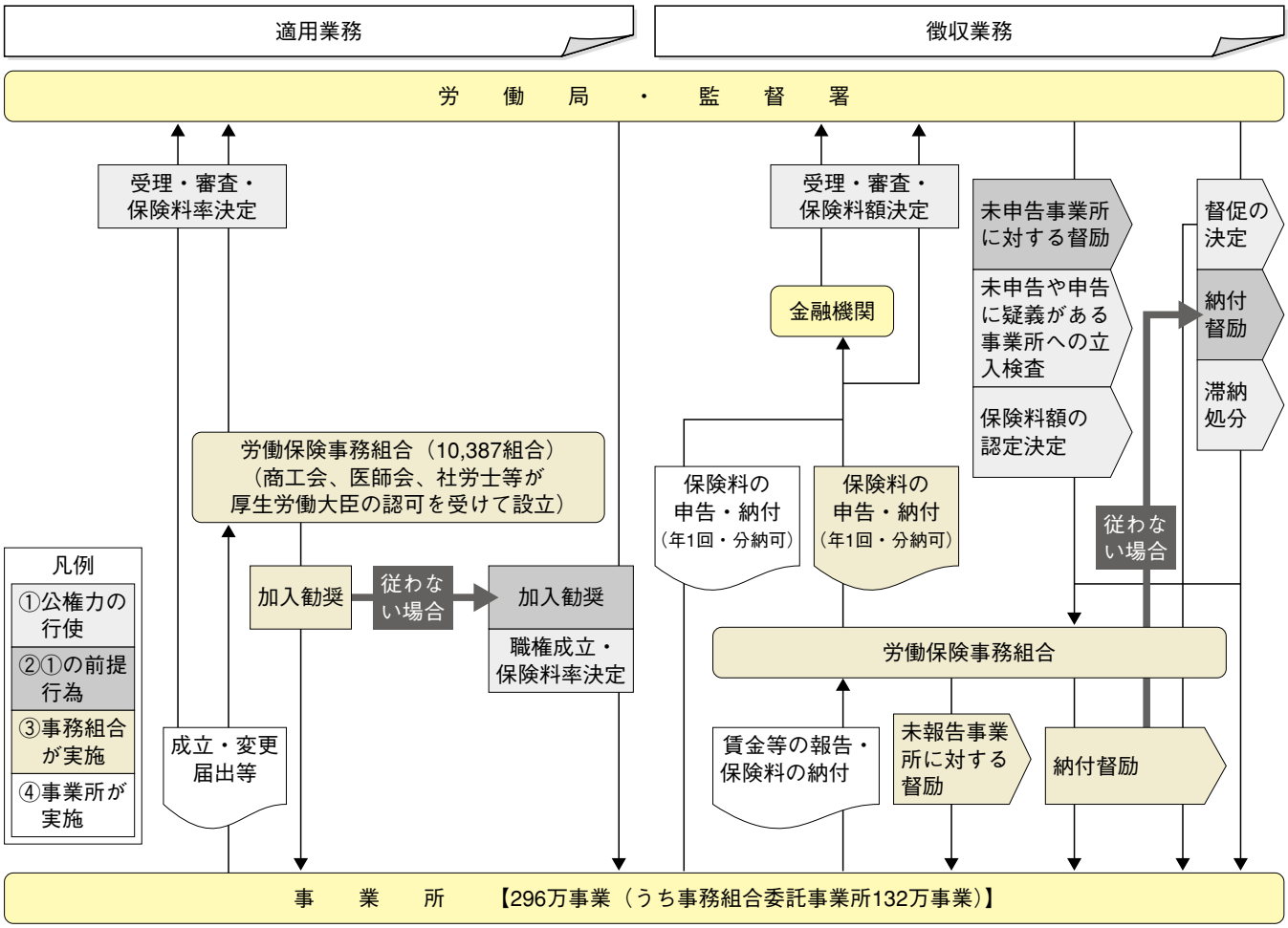

詳細データ ① 労働保険の適用状況

（単位：万）

区分＼年度末	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
労働保険適用事業数	297	298	297	296
労災保険適用事業数	263	264	264	263
雇用保険適用事業数	198	199	198	198

資料：厚生労働省労働基準局調べ。

詳細データ ② 労働保険料の収納状況

（単位：億円）

区分＼年度末	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
総　額	39,824	40,576	34,908	35,130
労災保険分	10,676	10,503	10,690	10,709
雇用保険分	29,148	30,073	24,218	24,421

資料：厚生労働省労働基準局調べ。